

# 立施協優良従業員に対する表彰要綱

## (目的)

第一条 集団給食の使命を良く理解し、保健衛生の発展に寄与した従業員に対して表彰をし、後進従業員の範とし、併せて、保健衛生の増進に期する。

## (表彰状の贈呈)

第二条 表彰は、当協議会会長より、毎年1回表彰状及び記念品を贈呈する。

## (表彰推薦基準)

第三条 前条の表彰は、次の各条の基準に適合したもので、かつ、各施設の推薦を受け、役員会によって決定した者に行う。

- 1 就業態度が勤勉で、職務に精励し、他の範となる者。
- 2 同一施設において10年以上にわたり、給食関係業務に従事している者。

### [了解事項]

ここにいう同一施設とは、同一法人、または同一経営者並びに同一資本系列の施設を言う。

(例示・・・委託会社などの場合は、入社から通算します。)

- 3 過去において、当協議会による給食業務に関する表彰を受けていない者。  
なお、過去一年の間、検便の未実施や、食中毒等重大な事故を発生させ、その他、食品衛生に違反行為のない施設に勤務するものを前提とする。

第四条 表彰は、原則として当該年度10名程度選出する。

## (表彰の時期)

表彰は原則として、毎年4月の総会の席上で行う。

### [付則]

昭和55年1月	施行
昭和59年4月	一部改定
平成8年4月	一部改定
平成11年4月	一部改定
平成16年4月	一部改定
平成24年4月	一部改定